

麻布税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒106-8630 港区西麻布3丁目3番5号 Tel 03-3403-0591(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

確定申告は **自 宅** から **ス マ ホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法 【マイナンバーカード方式編】

1

必要なもの



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードを
お忘れの場合
(外部サイト)



必要なもの

をご準備の上、**2** へ♪

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※
で検索♪



確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

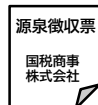
3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードを
スマホで読み取ります。

4

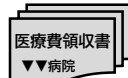
収入等の入力 ▶ 控除の入力



源泉徴収票
国税商事
株式会社



帳簿



医療費領収書
▼病院



寄附金
受領証
10,000円
〇〇市長 印

画面の案内に従って、収入・控除等に
関する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

5

FINISH!!



e-Taxで送信！これで手続完了♪
書類の郵送提出が不要！

さらに！ **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！

ふるさと納税
寄附金受領
証明書

保険料
保険料控除
証明書

医療費
医療費通知
情報

など



マイナポータルから
まとめてデータで取得



確定申告書に
自動入力・自動計算

e-Taxで送信



税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和7年2月3日(月) ～ 2月14日(金) (土、日及び祝日を除きます。)	麻布税務署 別館会議室	港区西麻布3丁目3番5号
時 間	対 象 者 ^(注1)	そ の 他
【受付】 午前9時30分から 午後4時まで 【相談】 午前9時30分から 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	○ 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、麻布税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
		○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月10日(金)から可能となります。 ○ なお、税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト



- (注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書作成会場の開設について

～ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
令和7年 2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	麻布税務署 別館会議室	港区西麻布 3丁目3番5号	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から
お 持 ち い た だ き た い も の			案 内 図
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類 ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォンまたはタブレット ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

事 前 準 備

来場前に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いしております。

① 詳しくは、表面をご覧ください。

入 場 整 理 券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく場合があります。**
また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。**
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、**2月中**の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

LINEで事前発行

- ・ LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・ 当日**並ばず**に事前に取得できます。



友だち追加はこちらから→



(注)令和7年3月2日の日曜日は、東京国税局1階(中央区築地5-3-1)において受付・相談を行います。

止水パネルの 購入費用を補助します！



申請対象者

港区に住民登録のある人で浸水対策を行う人（1世帯1セット、1回まで）

対象物品

「港区防災用品のあっせんのご案内」に掲載している止水パネル（1セット5枚）



※止水パネルの仕様等については「港区防災用品のあっせんのご案内」パンフレット（P6）をご覧ください。
※1枚あたり：790×665×510mm/2.5kg

補助金額

止水パネルの価格60,500円のうち
30,500円を区が補助します。

¥	止水パネル（1セット5枚）60,500円
申請者自己負担額 30,000円	港区補助金額 30,500円

申請方法

チラシ内の申請書にご記入の上、郵送または防災課窓口にお持ちください。

※各総合支所協働推進課協働推進係でもお預かりします。

注意事項

- 品物は区の指定業者がご自宅にお届けします。
- 品物の受取りの際に、受領確認の押印をお願いします。
- 品物をお届けした時に、品物と引換で代金をお支払いください。
- 品物に不良・傷・汚れなどがあった場合は、無償で交換します。お手数ですが、あっせん品の到着後、10日以内に防災課までご連絡ください。
- 補助の対象となるのは1セット（5枚）のみです。それ以上の枚数をお求めの場合は「港区防災用品のあっせん」事業をご活用いただき、ご自身でお買い求めください。

1世帯1セット、1回限り

止水パネルあっせん申請書

〈宛先〉 港区長

止水パネルあっせん品の購入を下記のとおり申請します。

記

申請日： 年 月 日

フリガナ		生年月日
申請者氏名		年 月 日
申請者住所	〒 港区	
電話番号	()	
＜ 同意書 ＞ 商品の配送のため、商品取り扱い事業者氏名、住所、電話番号の情報を提供することに同意します。		

< 区処理欄 >

申請受付印	受付者名	内容審査
		承認 ・ 非承認
	整理番号	特記事項

水害対策用品のご案内

※ 用品の詳細や申請方法等は「港区防災用品のあっせん」パンフレットをご覧ください。

(こちらの商品は補助の対象ではありません)



水のう君II 1.8mセット(30枚セット)



防水シートを併用した使用例▶

土を用意しにくい都市部などで活躍する水のう。
破れにくい高強度極厚素材なので複数回使用できます。
防水シートや止水クッションを併用すれば効果が高まります。

- 商品サイズ: 350×500mm(1枚)
- 容量: 約10ℓ
- あっせん価格: 27,863円(税込)

水中ポンプ



浸水時、溜まってしまった水を排出する電動ポンプです。

- 最大吐出量: 110ℓ(分)
- 重量: 9.5kg
- あっせん価格: 96,800円(税込)

幼児～子供用ライフジャケット



国土交通省形式承認品

- 重量: 340g(3S)、310g(SS)、300g(S)
- 浮力: 5.0kg(3S)、5.7kg(SS)、5.8kg(S)
- ウエスト: ~40cm(3S)、~50cm(SS)~60cm(S)
- あっせん価格: 各9,257円(税込)

ゴムボート



岩場や浮遊物に強く、災害時の過酷な環境でも安心です。

- 定員・積載重量: 4名・360kg
- サイズ: 全長約270×幅130cm チューブ径35cm
- あっせん価格: 123,420円(税込)

吸水バッグ



水に触れると急速に吸水して土のうに変化します。
薄くて軽いので保管・持ち運びに便利です。

- 商品サイズ: 350×450mm
- 本体重量: 123g
- あっせん価格: 935円

ライフジャケット



国土交通省形式承認品

- 重量: 約450g
- 浮力: 約7.5kg以上
- 最大対応腰回り: 114cm
- あっせん価格: 11,781円(税込)

参加費
無料

～知る、学ぶ、つながりを活動の力へ～

定員
100名
事前申込制、
先着順

町会・自治会 つながりフェスタ



TEAM
まちの応援
プロボノチーム

KOUZA
まちの情報
発信講座

2024年度成果報告会



「運営を効率化したい」「デジタルで広く情報発信したい」。今年度も様々な課題感を持った町会・自治会の皆さんが、プロボノの支援を受けて課題解決に取り組みました。成果報告や参加者同士の交流を通して、持続可能な町会運営に向けた解決策を探ります。

3/15 2025 **土**
14:00~16:30

新宿NSビル3階G会議室

各線新宿駅「南口・西口」より徒歩約7分、
都営地下鉄線(大江戸線)都庁前駅より
徒歩約3分

第1部

オープニングトーク

「地域の課題解決に
“つながり”を活かす」

嵯峨 生馬
認定NPO法人
サービスグラント代表



第2部

交流分科会

課題解決に取り組んだ町会・自治会による
成果発表とグループトーク ご希望のテーマ1つにご参加いただけます

テーマ1

**運営を
効率化しよう!**

紹介予定事例
運営業務の効率化に
向けた
デジタルツール活用

テーマ2

**参加の輪を
広げよう!**

紹介予定事例
運営の担い手や、
活動への参加者増に
向けた試み

テーマ3

**情報発信の
デジタル化に
挑戦!**

紹介予定事例
ホームページや
公式LINEアカウント
開設

※分科会テーマは一部変更となる可能性がありますのでご了承ください。

第3部

各分科会の全体共有

閉会后(16時半～)も、各テーマの発表団体との交流や
プロジェクトの成果物を閲覧できるコーナーを設けます



「まちのつながり 応援事業」とは

一般の社会人が仕事の経験やスキルを活かすボランティア活動「プロボノ」で、東京都内の町会・自治会を支援します。プロボノ活動をする社会人を「プロボノワーカー」と呼びます。



町会・自治会 つながりフェスタ について



町会・自治会の皆さんからの事例発表や参加者同士の交流を通して、町会・自治会活動のお悩み解決のヒントを探ります。



ご参加
対象

地域の課題解決に取り組む町会・自治会の方
区市町村の町会・自治会担当部門の方
まちづくり・地域の課題解決に関心を持つ企業・団体・個人の方

お申込みはこちら！

3月12日(水)申込締切

<https://form.servicegrant.or.jp/mytown-seika2024>



メールでのお申し込みを
ご希望の方

下記枠内の必要事項をご記載のうえ

【mytown@servicegrant.or.jp】宛にお送りください。

件名：つながりフェスタ申し込み



ファックスでのお申込みを
ご希望の方

下記枠内をご記載のうえ【03-6419-3885】宛に
お送りください。

①お名前	②フリガナ	③町会・自治会名/団体名
④所在区市町村名	⑤お電話番号	⑥メールアドレス
⑦参加人数 名	⑧同行者名(2名以上で参加の場合)	
⑨関心のある交流分科会テーマ(会場設定の参考にします。参加会場は当日選択が可能です。) ☐ 運営を効率化しよう! / ☐ 参加の輪を広げよう! / ☐ 情報発信のデジタル化に挑戦!		
⑩プロジェクトに参加した町会・自治会の皆さんや、支援したプロボノワーカーの方々へ聞いてみたい事があれば ご記入ください。		

・締切日前でも定員に達し次第、申込締切となります。

・イベント当日は写真や動画の撮影を行い、東京都ホームページ等での広報で使用いたします。

・お預かりした個人情報は、本事業の実務以外の目的には使用しません。

お問い合わせ

まちのつながり応援事業事務局(認定NPO法人サービスグラント内)

メール: mytown@servicegrant.or.jp / Tel: 03-6419-4021

このまちのために自分にできること



民生委員・児童委員 仲間になりませんか？

地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアです

～民生委員・児童委員の主な役割～

相談

住民の声に耳を傾け、
地域の身近な相談相手
としての役割を果たします。

支援

住民の相談内容に応じて
福祉サービスを紹介したり
専門機関の支援へつなぎ、
解決をサポートします。

見守り

高齢者世帯や子育て世帯の
訪問活動等を通して、
地域住民を見守ります。

みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い



もっと
知って欲しい!

東京都の 民生委員・児童委員

仕事をやめて
からの選択?

何も知らない
自分に
務まるのか?

都内で約**1万人**が活躍しています

平均在職年数は**9.1年**

やりがいと仲間を支えられて長く続ける方も大勢います

平均年齢は65.2歳

退職後に委員になる方も多い一方で40代で活躍している方もいます

お仕事と
両立している方
53.2%

半数以上が仕事を持ちながら活動

困難な時は仲間と助け合いながら活動します
迷うことがあったら仲間に相談できます



民生委員・児童委員は地域の委員とつくる 「協議会」に所属します

みんなで意見を出し合い、協力しながら取り組みます

※データはR4.12.1現在の八王子市を除いた数値です

独り暮らしの高齢者宅を訪
問し、悩みや近況を伺って
います。人に寄り添うことはとて
も難しいですが、訪問時に笑顔
で迎えてくれます。
「出会い=笑顔の始まり」これが私のエネル
ギーです。



家庭環境に問題を抱える子
どもの保護や相談を受け
てきました。もっと子どものいる
ところに出向き、何でも話してく
れるような信頼関係
を構築し、一人でも多
くの子どもの助けに
なり続けたいです。



障がいのある方とそのご家
庭を、保健所と協力しなが
ら、訪問と見守りでサポートして
います。だれもが相互に人格と
個性を尊重し合いなが
ら共生する社会を
実現できるよう、これ
からも尽力します。



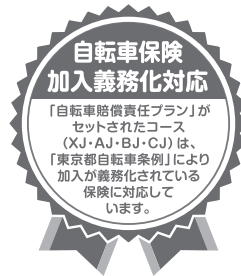
- 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された、非常勤の特別職地方公務員です。守秘義務があります。
- 民生委員法等に定める選任手続きを経て、委嘱されます。

民生委員・児童委員について詳しく知りたい方は
お住まいの区市町村民生委員・児童委員主管課へ
お問い合わせください▶



〈本チラシに関するお問い合わせ先〉東京都福祉局生活福祉部地域福祉課 TEL03-5320-4031

港区の「区民交通傷害保険」ご加入のおすすめ



令和7年4月1日からの「区民交通傷害保険」の募集についてご案内します。
この機会にぜひ加入をご検討ください。内容についてはリーフレットをご覧ください。
ただき、ご不明な点は下記の港区窓口もしくは損保ジャパンまでお気軽にお問い合わせください。

ご加入のお手続き

申 込 期 間	令和7年2月3日から3月31日まで ※金融機関・WEB専用サイトで受け付けています。ただし、WEB専用サイトは2月1日(土)から受け付けます。 ※WEB専用サイトでは、令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで中途加入の申込みが可能です。																																		
申 込 資 格	保険開始時点で港区にご住所のある方および在勤・在学者																																		
保 険 期 間	令和7年4月1日(午前0時)から令和8年3月31日(午後12時)まで1年間 ※ただし中途加入は、お申込みの翌月1日から令和8年3月31日まで																																		
申 込 方 法	◆個人加入 1.「個人用加入申込書」は、区内の金融機関（銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・信用組合）、または郵便局各窓口でご請求ください。 2.WEBでお手続きができます。 お申込みをご希望の方は、WEB専用サイトへアクセスし、お申込みください。 https://dantai.sompo-japan.co.jp/lp/minatoku/ ※詳しくはリーフレットをご覧ください。 〈スマートフォン・タブレットから〉  港区 区民交通傷害保険																																		
	◆団体加入 町会・自治会等10人以上で加入する場合 「団体加入申込書」は、町会・自治会等の担当役員にご請求ください。 ※団体加入を実施していない町会・自治会等の場合は、個人加入をしてください。																																		
保 険 料 保 険 金 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th><th>補償内容</th><th>(参考) 年額保険料</th><th>最高保険金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XJ</td><td>区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン</td><td>1,500円</td><td>35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)</td></tr> <tr> <td>AJ</td><td>区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン</td><td>2,200円</td><td>150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)</td></tr> <tr> <td>BJ</td><td>区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン</td><td>3,000円</td><td>350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)</td></tr> <tr> <td>CJ</td><td>区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン</td><td>4,300円</td><td>600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)</td></tr> <tr> <td>A</td><td>区民交通傷害Aコース</td><td>1,200円</td><td>150万円(交通傷害)</td></tr> <tr> <td>B</td><td>区民交通傷害Bコース</td><td>2,000円</td><td>350万円(交通傷害)</td></tr> <tr> <td>C</td><td>区民交通傷害Cコース</td><td>3,300円</td><td>600万円(交通傷害)</td></tr> </tbody> </table>	コース	補償内容	(参考) 年額保険料	最高保険金額	XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)	AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)	BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)	CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)	A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)	B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)	C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)	※中途加入は、保険開始日により保険料が異なります。専用サイトに表示される保険料をご確認ください。 ※全コースに被害事故補償（最高保険金額600万円）を自動セットします。 ※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。 ※対象となる事故等の詳細は、リーフレットをご覧ください。	
コース	補償内容	(参考) 年額保険料	最高保険金額																																
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)																																
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)																																
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)																																
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)																																
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)																																
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)																																
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)																																

本チラシは、概要のご説明です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご照会ください。

【お問い合わせ先】

港区 各総合支所	協働推進課 協働推進係	
芝 地 区	〒105-8511	港区芝公園1-5-25 (電話03-3578-3123)
麻 布 地 区	〒106-8515	港区六本木5-16-45 (電話03-5114-8802)
赤 坂 地 区	〒107-8516	港区赤坂4-18-13 (電話03-5413-7272)
高 輪 地 区	〒108-8581	港区高輪1-16-25 (電話03-5421-7621)
芝 浦 港 南 地 区	〒105-8516	港区芝浦1-16-1 (電話03-6400-0031)
		平日午前8時30分から午後5時まで

〔引受保険会社〕

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (電話03-3349-9666)
 平日午前9時から午後5時まで

少ない保険料で大きな補償

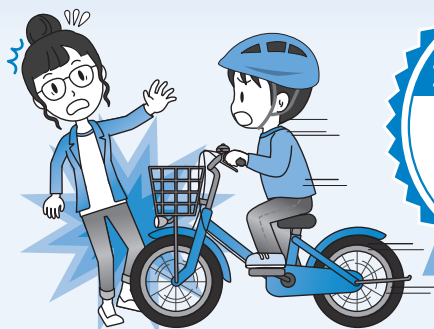
区民交通傷害保険

自転車賠償責任プラン

XJ・AJ・BJ・CJ
コースにセット

日本国内示談交渉
サービス付

令和7年度用 ご案内(リーフレット)



自転車保険 加入義務化対応

「自転車賠償責任プラン」が
セットされたコース
(XJ・AJ・BJ・CJ)は、
「東京都自転車条例」により
加入が義務化されている
保険に対応して
います。

港区

ご加入対象者

保険開始時点で港区にご住所のある方および在勤・在学者です。

申込期間

令和7年2月3日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※金融機関・WEB専用サイトで受け付けています。▶▶▶

ただし、WEB専用サイトは令和7年2月1日(土)から受け
付けます。

※WEB専用サイトでは、令和7年4月1日(火)から令和8年
1月31日(土)まで中途加入の申込が可能です。



保険期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし中途加入は、お申込みの翌月1日から令和8年3月31日までです。

●区民交通傷害保険実施区

港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 渋谷区 豊島区 北区 荒川区
練馬区 世田谷区 品川区 足立区 江戸川区 千代田区 葛飾区

区民交通傷害保険とは? (全コース共通)

区民交通傷害保険は、各区が窓口となっている保険です。

少額の保険料で加入していただき、日本国内・国外を問わず車両による
交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に
応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランとは?

XJ・AJ・BJ・CJコースにセットされています。

日本国内において自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償
責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、P.3の「この保険のあらまし」
以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

被害事故補償とは? (全コース共通)

日本国内・国外を問わず犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の
後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額からP.6「●支
払保険金の算出」に記載の金額を差し引き、保険金額を限度に補償する制度です。

加入方法と申込期間

以下1.2.いずれかの方法でお申込みください。

1. 加入申込書に住所、氏名等の必要事項をご記入のうえ下記の窓口で
保険料をお支払いください。

●区の定める金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)
(金融機関でのお申込みは、令和7年3月31日(月)までです。)

※10人以上の団体加入は、区役所区民交通傷害保険窓口で受け付けます。
詳しくは、区窓口までお問い合わせください。

2. パソコン・タブレット・スマートフォンからWEB専用サイトへ
アクセスしお申込みください。

<https://dantai.sompo-japan.co.jp/lp/minatoku/>

保険料は、クレジットカード・PayPayのいずれかでお支払いいただきます。

●クレジットカードでのお支払い

補償開始月のクレジットカード会社が定める期日に請求されます。

お支払いが確認できなかった場合、その翌月に再度請求されます。

2か月連続してお支払いが確認できなかった場合、加入申込は無効となります。

●PayPayでのお支払い

即時に決済されます。

※記載事項または入力事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

申込手続きを忘れずに!!

この保険は1年契約で、毎年お申込手続きが必要です。

契約の期限・申込期間に十分注意し、忘れずにお手続きを済ませましょう。

お問い合わせ・ご連絡先

●加入手続きについて(加入・加入後の住所変更・中途脱退のお問い合わせ)
各総合支所 協働推進課 協働推進係

芝地区 03(3578)3123 麻布地区 03(5114)8802

赤坂地区 03(5413)7272 高輪地区 03(5421)7621

芝浦港南地区 03(6400)0031

●保険や補償の内容について

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課

03-3349-9666 (平日午前9時から午後5時まで)

●事故のご連絡・保険金のご請求

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110 (24時間365日対応)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このリーフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み

市民交通傷害保険普通保険約款に区民交通傷害保険特約・自転車および車いすによる賠償責任補償特約(自転車賠償責任プランのみ)・被害事故補償特約をセットしたものです。

■保険契約者

港区

■保険期間

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時までの1年間となります。ただし中途加入は、お申込みの翌月1日から令和8年3月31日までです。

■お手続き方法

P.2の加入方法と申込期間をご確認ください。

■引受条件(保険料、保険料払込方法等)

●加入対象者

保険開始時点で港区に住所のある方および在勤者・在学者ならどなたでも加入でき、年齢や職業による制限はありません。

同一被保険者につき、一人一口の加入になります。

他区で区民交通傷害保険に加入の場合は、重複して加入できません。複数口の加入が確認された場合、無効になります。

●被保険者(加入方法ごとに以下となります。)

・加入申込書の「保険加入者氏名」欄に記入されている方となります。

・WEB専用サイトの申込手続画面で「お名前」欄に入力された方となります。

●中途加入

保険期間の中途でのご加入は、WEB専用サイトで、令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌月1日から令和8年3月31日午後12時までとなります。

●中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、区の区民交通傷害保険窓口にご連絡ください。

●保険料払込方法

P.2の加入方法と申込期間をご確認ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

コースの種類と保険料(保険料は捨捨て)。(保険期間1年間)

次の7つのコースから1つのコースを選んでご加入ください。

※複数のコースへのご加入はできません。

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。

コース	補償内容	(参考) 年額保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)

※中途加入の場合、保険開始日により保険料が異なります。WEB専用サイトに表示される保険料をご確認ください。

著しく保険金請求の頻度が高いなど、公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、次回以降の継続加入をお断りしたり、加入タイプを制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. 保険金をお支払いする主な場合

＜区民交通傷害＞

日本国内・国外を問わず、次の①～③のいずれかに該当する交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

①搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等

②搭乗している車両からの転落

③車両に搭乗していない場合の運行中の車両との衝突、接触等

車にはねられた	歩行中自転車とぶつかりケガをした	車を運転中にぶつかりケガをした
自転車で転倒してケガをした	自転車搭乗中に自動車と接触してケガをした	車が衝突しケガをした

①～③に該当しない場合、保険金のお支払いはできません。

お支払いできない例:

●歩行中の単独による転倒 ●駅の改札内や階段で転倒

●バスや電車に搭乗中、車内で転倒

●自転車搭乗中、転倒しなかったが手足を痛めた

●身体障がい者用車椅子に搭乗中、屋内で転倒

※事故場所が自宅、病院、福祉施設、百貨店等の場合は屋内であるため、交通事故とは判断できず、対象外

※一方、事故場所が「道路」ないしは「道路に準ずべき場所」において生じた場合は対象

●お支払いする主な保険金

(1) 死亡保険金:

事故によりケガをされ、亡くなられたとき(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(2) 後遺障害保険金:

事故によりケガをされ、重度後遺障害を永久に残した場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じた場合)、保険金額の全額をお支払いします。

ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(3) 医療保険金:

事故によりケガをされ、医師の治療を受けた場合は、その治療期間に対し、次の区分による金額を医療保険金として被保険者にお支払いします。(治療費等、実費のお支払いではありません。)

等級	交通傷害事故におけるケガの程度	保険金コース			
		X	A	B	C
	死亡または 重度後遺障害	35万円	150万円	350万円	600万円
1	180日以上 の継続入院治療	10万円	34万円	60万円	120万円
2	90日以上 の継続入院治療	7万円	23万円	35万円	65万円
3	60日以上 の継続入院治療	5万円	15万円	23万円	35万円
4	治療期間180日以上かつ 治療実日数90日以上	4万円	9万円	13万円	20万円
5	治療期間90日以上かつ 治療実日数45日以上	3万円	7万円	10万円	15万円
6	治療期間30日以上かつ 治療実日数15日以上	2万円	4万円	6万円	10万円
7	治療期間15日以上かつ 治療実日数7日以上	1万円	2万円	3万円	5万円
8	治療期間15日未満または 治療実日数7日未満	5千円	1万円	2万円	3万円

※ 重度後遺障害とは次のような場合をいいます。

- ①両眼が失明したもの。②咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したもの。
 - ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
 - ⑤両上肢をひざ関節以上^(注)で失ったもの。⑥両上肢の用を全廃したもの。
 - ⑦両下肢をひざ関節以上^(注)で失ったもの。⑧両下肢の用を全廃したもの。
- (注)「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

※治療期間は、事故の発生の日から傷害に対する治療が終了した日までの期間をいいます。

※継続入院治療とは、治療期間のうち継続して入院治療を受けたことをいいます。

※治療実日数とは、治療期間のうち入院または通院した日数の合計日数をいいます。

- 医療保険金の支払いを受けられる期間中にさらに医療保険金の支払いを受けられるケガを被った場合は、最初の事故の発生の日からすべてのケガの医師の治療が終了した日までの期間を治療期間として適用します。
- 2つ以上の等級に同時に該当する場合は、最上級の等級により医療保険金をお支払いします。
- 上記(1)～(3)の保険金は重複して支払うことができますが、保険期間を通じて「死亡または重度障害」の保険金額が限度です。
- この保険は、健康保険、政府労災保険や賠償金などとは関係なくお支払いします。

<自転車賠償責任プラン> X・J・A・J・B・J・C・Jコースにセットされます。

日本国内において、自転車または身体障がい者用車いすの所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(注)を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、下記損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は賠償責任の保険金額を限度とします(自己負担額はありません)。この特約における被保険者は、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ①本人
- ②本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。

(注)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金額	1億円限度
(1) 法律上の損害賠償金 ●身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料 ●財物賠償事故の場合 修理費など (2) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用 (3) 訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士費用 など	
自転車運転中、 車にキズをつけてしまった。	
自転車運転中、 他人にケガをさせてしまった。	

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

※賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

※過失割合に応じた対応になります。

<被害事故補償プラン>

日本国内・国外を問わず、下記の事故により、死亡や所定の重度の後遺障害を被ったときに保険金をお支払いします。

- ①犯罪行為による被害事故
人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故
※加害者の過失による行為の事故は対象となりません。
- ②ひき逃げによる被害事故
運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故で、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合。

●お支払いする主な保険金

- (1) 死亡の場合
遺失利益、精神的損害、葬儀費用
- (2) 重度の後遺障害(後遺障害等級第1級から第4級)が生じた場合
遺失利益、精神的損害 など

●支払保険金の算出

約款に規定する算定基準により損害額を算出し、下記の項目がある場合には、その金額を差し引き、下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- (1) 自賠責保険等からの給付 (2) 対人賠償保険(共済)からの給付
- (3) 加害者等から取得した賠償金 (4) 労働者災害補償制度による給付
- (5) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

	死 亡	後遺障害1級	後遺障害2級	後遺障害3級	後遺障害4級
保険金額	600万円	600万円	534万円	468万円	414万円

※後遺障害等級表(主なもの)

等 級	後遺障害
第1級	両眼失明 ^(注) 。咀嚼しゃく・言語の機能を廃したもの 等
第2級	1眼が失明し他眼の矯正視力が0.02以下。両上肢を手関節以上で失った 等
第3級	1眼が失明し他眼の矯正視力が0.06以下。咀嚼しゃくまたは言語の機能を廃した 等
第4級	両眼の矯正視力が0.06以下。両耳の聴力の全廃。1下肢をひざ関節以上で失った 等

(注) <自転車賠償責任プラン><被害事故補償>

補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

2.保険金をお支払いできない主な場合

<区民交通傷害>

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等による事故
 - ⑥ 被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - ⑦ 競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
 - ⑧ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置
 - ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など
- (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<自転車賠償責任プラン>

- ① 故意による賠償責任
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った賠償責任
 - ③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。))などによる賠償責任
 - ④ 職務遂行に直接起因する賠償責任
 - ⑤ 同居の親族に対する賠償責任
 - ⑥ 心神喪失に起因する賠償責任
 - ⑦ 他人から借りたり、預かったりした物についての賠償責任 など
- ※ 法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などはお支払いの対象とはなりません。

<被害事故補償プラン>

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。))などによる事故。
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ③ 被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ④ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者がその被害事故を教唆(さ)、幫(ほう)助または容認する行為。
- ⑥ 被保険者または保険金を受け取るべき者が過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ⑦ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等内の親族
 - (4) 被保険者の同居の親族 など

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
運行中	車両が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(ルールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。))およびその付属品(積載物を含みます。))をいいます。
車両	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、人もしくは動物の力または他の車両により牽(けん)引される車、身体障がい者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。)、そりおよびトロリーバス。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪車以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。 ② 汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよび気動車。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 ③ 航空機。ただし、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。 ④ 船舶。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師 ^(※) が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。(※) 医師とは、医師法に定める医師で具体的に病院、医院、診療所等のお医者さまです。
搭乗	車両の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。))に搭乗することをいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

WEBでお手続きの場合は、「加入申込書」は「申込手続画面」、「記載」「記入」は「入力」と読み替えてください。

1.クーリングオフ

この保険は港区を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。加入申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、他の保険契約等^(※)の加入状況です。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

●告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 他の身体障害または疾病の影響
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3.ご加入後の留意点・保険金請求の手続きについて

- ご加入の後に住所等を変更される場合は、遅滞なく区の窓口にご通知いただく必要があります。

<事故にあったときは>

万一事故にあわれた場合は、ただちに裏面に記載の事故連絡先までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<保険金の請求方法>

事故連絡を受付後、損保ジャパンから「保険金請求に必要な書類」が郵送されます。

必要な書類（交通傷害の場合）	医 療	後遺障害	死 亡
①傷害保険金請求書	○	○	○
②加入者証兼領収書	○	○	○
③自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身。）電車、船舶、飛行機の事故の場合は、その事業所の発行する人身の事故証明書	○	○	○
④医師の診断書（4等級から8等級の場合は損保ジャパン備付けの入院・通院申告書で代替可。ただし、ご請求内容によっては診断書のご提出をお願いする場合があります。）	○	—	—
⑤同意書（診断書内容に不明な点があった場合損保ジャパンから病院等に照会する際に必要となります。）	○	○	○
⑥運転免許証（写）（自動車・原付運転中の事故のみ）	○	○	○
⑦後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書	—	○	—
⑧死体検案書または死亡診断書	—	—	○
⑨被保険者の戸籍謄本、除籍謄本	—	—	○
⑩法定相続人の戸籍謄本	—	—	○
⑪法定相続人の印鑑証明書	—	—	○
⑫法定相続人の委任状	—	—	○

【ご注意】

区民交通傷害保険では医師が必要であると認め、医師による治療を受けた場合を保険金のお支払いの対象としています。以下同様とします。

- (注1) 保険金は被保険者の金融機関の口座に送金します。現金・小切手・為替などでのお支払いはできませんのでご了承ください。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- (注3) 保険金請求・支払情報について、契約者と共有します。
- (注4) 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注5) 自転車賠償責任プランをセットしたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- (注6) **自転車賠償責任プランでは、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。**示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- (注7) 必要な書類に係わる手数料は、ご自身の負担となります。事故の内容またはケガの程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注8) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

4.重大事由による解除等について

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

5.被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、区の窓口までお問い合わせください。

6.責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和7年4月1日午前0時に始まりです。
中途加入の場合は、お申込みの翌月1日午前0時に保険責任が始まります。

7.保険金をお支払いできない主な場合

本リーフレットの「補償の内容【保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合】」をご確認ください。

8.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、区の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未經過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分はその効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

9.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

10.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（港区）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンおよび保険契約者（港区）は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認めらるる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外に在居の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【よくあるお問い合わせ】

- Q1** どのコースへ加入したらよいですか？
A1 日常生活での自転車の使用状況によります。
 ●日常生活で自転車を使用する場合(使用頻度が少ない場合を含みます)
 → XJ・AJ・BJ・CJコースからお選びください。
 ●日常生活で自転車を全く使用しない場合
 → A・B・Cコースからお選びください。
- Q2** 誰が補償を受けられますか？
A2 加入方法ごとに以下となります。
 ・加入申込書の「保険加入者氏名」欄に記入された方です。
 ・WEB専用サイトの申込手続画面で「お名前」欄に入力された方です。
- Q3** 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されますか？
A3 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されません。
- Q4** 自転車の損傷・故障は補償されますか？
A4 被保険者本人の自転車(借りている自転車を含みます。)の損傷・故障は補償されません。
- Q5** 加入者証は発行されますか？
A5 加入方法ごとに以下となります。
 ・加入申込書の1枚目「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」が加入者証を兼ねています。別途発行は行っておりません。
 ・WEB専用サイトの加入者ホーム画面より、参照・印刷していただけます。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ①保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- ②ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
☐ 加入申込書の住所や保険加入者氏名に誤りがないかどうかをご確認ください。
☐ 被保険者の「生年月日」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
 補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- ③お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。
☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故が起こった場合・保険金ご請求時の連絡先

【損保ジャパン事故サポートセンター】

0120-727-110 (24時間365日対応)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

※事故のご連絡の際は、必ず「区民交通傷害保険」のご利用と「港区で加入」の旨をお伝えください。

【お電話がご使用できない場合の連絡先】

損害保険ジャパン株式会社
 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課
 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル5階

事故にあわれたら軽いケガでもおそろかにしないで、必ず警察へ事故の届けをし、自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行する交通事故証明書の申請手続きを行ってください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●引受保険会社・保険内容に関するお問合わせ窓口
 損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3349-9666
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
 FAX 03-6388-0164

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 [ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)
 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで
 (土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

※このリーフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは損保ジャパンまたは区役所の窓口までお問い合わせください。

※この「リーフレット」は「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」と一緒に大切に保管してください。(加入申込書で申込みの場合。)

※「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」は、加入者証を兼ねておりご加入の覚えですので、大切に保管してください。WEBでお申込みいただいた場合は、WEB専用サイトの加入者ホーム画面より参照・印刷していただけます。

令和7年度の支援団体を募集します！！

町会・自治会 活動応援個別プログラム

町会・自治会活動応援個別プログラムとは

専門のコンサルタントが、役員会議などに定期的に参加し、相談に乗りながら町会・自治会の主体的な活動の活性化や運営の改善をサポートします。

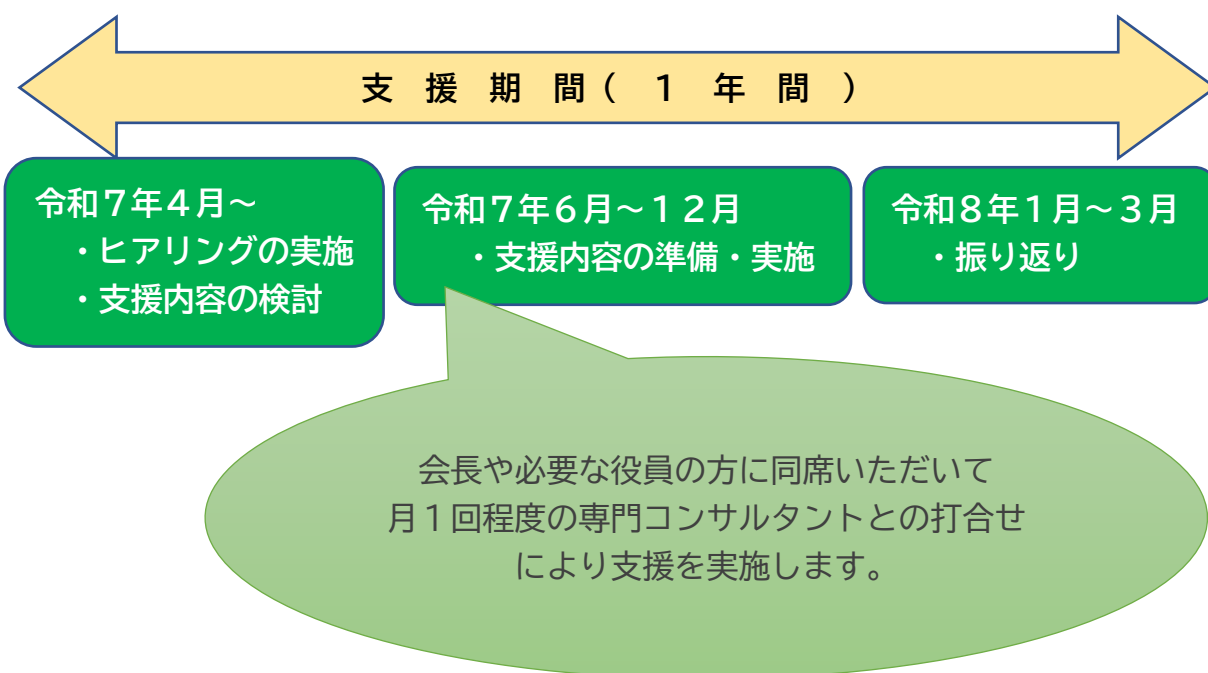
町会・自治会の以下のような取組を応援します

- ◆組織の運営を見直す：規約の改正、文書作成補助
- ◆オンライン環境の整備：オンライン会議の導入支援、SNS等の活用支援
- ◆新規イベントの企画や既存の事業を工夫するための助言
- ◆近隣町会、地域の様々な組織、グループ等との交流促進サポート

今までの取組事例

- ・役員の業務量見直しや業務の見える化 ・町会紹介冊子の作成
- ・災害時の体制見直し ・地域マンション住民との交流
- ・近隣町会や地元企業等との協働イベント実施

町会・自治会活動応援個別プログラムの流れ



【問合せ】

赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係 中澤 03-5413-7272